

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案 概要(未定稿)

第一 目的

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、これを総合的かつ集中的に推進する。

第二 定義

「特定複合観光施設」…カジノ施設※、会議場施設、宿泊施設等が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするもの

※別に法律で定めるところにより認可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営されるものに限る

「特定複合観光施設区域」…特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき主務大臣の認定を受けた区域

第三 基本理念

地域の創意工夫及び民間の活力を活かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本とする。

第四 国の責務

国は、第三の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

第五 法制上の措置等

政府は、第六から第八までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。必要な法制上の措置については、法律の施行後二年以内を目途として講じなければならない。

第九 特定複合観光施設区域整備推進本部

1. 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、本部は必要な法律案及び政令案の立案等を行う。
2. 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は内閣総理大臣をもって充てる。
3. 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する重要事項を調査審議するため、衆議院議員・参議院議員・有識者で組織する特定複合観光施設区域整備推進会議を本部に置く。
4. 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置き、事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。

第六 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等
2. 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興
3. 地方公共団体の構想の尊重
4. カジノ施設関係者の規制
(例)カジノ施設関係者は許可等を受けて事業を行うこと
5. カジノ施設の設置及び運営の規制
(例)犯罪防止、暴力団排除等の措置がされること

第七 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

カジノ施設関係者に対し許可、認可、免許その他の処分並びにカジノ施設の監視及び管理を行う機関として、別に法律で定めるところにより内閣府の外局としてカジノ管理委員会を置く。

第八 納付金等

1. 納付金

国及び地方公共団体は、別に法律又は条例で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収し、東日本大震災等の大規模災害からの復興に要する費用に充てることができるものとする。

2. 入場料

国及び地方公共団体は、別に法律又は条例で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。